

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	国土交通省	担当者名	水管理・国土保全局治水課 板橋
問番号		TEL（直通）	■■■■■■■■■■
対象条項	第二条第二項第三号	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
<p>「生活関連施設」を、「その機能を阻害する行為が行われた場合に国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもので政令で定めるもの」から、「その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるもので政令で定めるもの」に修正した意図をご教示願います。</p> <p>「生活管理施設」として想定されているものに変更が生じているのでしょうか。</p>			
内閣官房回答欄			
<p>本法律に基づく措置が、平時の措置であり、かつ、生活関連施設の管理者ではなく、周辺の土地等の利用者等を対象とし、広く当該者の権利利益に影響を与え得るものであることを鑑み、生活関連施設の範囲を、機能阻害行為を真に防止すべきものに限定するため、規定を修正したもの。</p> <p>具体的にいかなる施設を生活関連施設として政令で定めるかについては、今後関係省庁と調整を行っていく予定である。</p>			

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する
法律案についての質問様式**

府省庁名	国土交通省	担当者名	海上保安庁総務部政務課 企画調整官 遠藤由梨
問番号		TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第二条第五項第二号	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
「及び利用」について削った趣旨如何。当該「及び利用」を削ることで、第2条第5項第2号でどのような機能を規定することとなるのか明らかにされたい。			
内閣官房回答欄			
<p>本法律の目的である我が国の領海等の保全及び安全保障との関係において、漁業など、経済活動として領海等を利用する活動については、間接的に領海等の保全に資するとは考えられるものの、その拠点としての機能を維持するために、当該離島の土地等の利用を規制する必要性があるとはまではいえないと考えられることから、修正を行ったもの。</p> <p>修正後の第2条第5項第2号に規定する機能としては、領海警備、低潮線保全区域の監視、海洋における公的調査など、直接的に領海等の保全に資する活動の拠点としての機能が該当するものと考えている。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	海上保安庁総務部政務課 企画調整官 遠藤由梨
問番号		TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第二条第五項第二号	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
「及び利用」を削ったことで、第2条第4項第2号で規定する海保施設の「領海等の保全に関する活動の基盤としての機能」と書きぶりが同一となったが、第2条第4項第2号と第2条第5号第2号のそれぞれの「領海等の保全に関する活動の基盤としての機能」趣旨及び関係性如何。			
内閣官房回答欄			
<p>第2条第4項第2号については、海上保安庁の施設が有する機能について規定するものであることから、領海等の保全に関する活動としては、専ら領海警備が該当し、当該活動の基盤としての機能を有する海上保安庁の施設とは、領海警備に当たる船艇等の実施部隊の指揮及び運用を行う管区海上保安本部の事務所等の施設が該当するものと考えている。</p> <p>一方、第2条第5項第2号については、有人国境離島地域離島の有する機能について規定するものであることから、領海等の保全に関する活動としては、領海警備以外にも、低潮線保全区域の監視、海洋における公的調査などの活動が該当し、当該活動の拠点としての機能を有する有人国境離島地域離島とは、当該活動に係る港湾施設や行政機関が存在し、拠点性が認められる離島が該当するものと考えている。</p>			

府省庁名	国土交通省	担当者名	海上保安庁海洋情報部技術・国際課 荻籠・西村
問番号		TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第四条第二項第四号	E-Mail	■■■■■■■■■■
質問の内容			
今回、追加修正された「国境離島等の離島機能を阻害する行為の具体的内容」について、現時点で想定されている内容について、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。			

内閣官房回答欄

国境離島等の離島機能を阻害する行為については、

- ① 領海基線の根拠となる低潮線、その近傍の土地等の大規模な破壊、形質変更
- ② 領海等の保全に関する活動の拠点の基礎となる施設に対する攻撃等
- ③ 国境離島等の社会経済活動を阻害することによる領海等の保全に関する活動の拠点としての機能の無力化

等を想定しているが、多様な行為があり得ることから、網羅的にお答えすることは困難である。

また、基本方針において具体的にどのように規定するかは、今後、関係省庁と調整を行いつつ、検討していく考えである。

府省庁名	国土交通省	担当者名	海上保安庁海洋情報部技術・国際課 荻籠・西村
問番号		TEL (直通)	■■■■■■■■■■
対象条項	第十二条第一項	E-Mail	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

質問の内容

今回、追加修正された「他の国境離島等によるその離島機能の代替が困難であるもの」について、修正の趣旨をご教示いただきたい。また、修正後の本条項における「特定国境離島等」は具体的にどのような離島を指すのか、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。

内閣官房回答欄

特別注視区域の指定によって、その区域内における土地等売買等契約について、事前届出等の義務を一律に課すこととなることに鑑み、重要施設又は国境離島等の有する機能の性質に照らし、真にその機能を阻害する行為を防止する必要性が高いものに対象を限定することとし、その離島機能を他の国境離島等によって代替することが困難な場合には、当該離島機能が阻害された場合に、国の領海等の保全等に著しい支障が生ずる可能性が高いと考えられることから、機能の代替困難性を要件とする修正を行ったもの。

どのような国境離島等が「特定国境離島等」に該当するかどうかはそれぞれの島の実態に照らして個別に検討する必要があるため、現時点でお答えすることは困難である。